明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕

○食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一一五）　二

〔告示〕

○特定国外派遣組織を指定する件（総務二四五）　二
○日本国に帰化を許可する件（法務二五二）　三
○第二次南北回廊北部区間道路改修計画のための贈与に関する日本国政府とジンバブエ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二五四）　三
○モザンビーク共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二五五）　四
○ナイジェリア連邦共和国における国内避難民・帰還民及びホストコミュニティのための基礎的保健医療サービス強化計画のための贈与に関する日本国政府と国際移住機関との間の書簡の交換に関する件（同二五六）　四
○地域中核病院における医療機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とウガンダ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二五七）　四
○第二次国道八号線改修計画のための贈与に関する取極の修正に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二五八）　四
○アンゴラ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とアンゴラ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二五九）　四
○ガボン共和国における透明性のある、実効的かつ包摂的な司法セクター推進計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（同二六〇）　四
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二六一）　四
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（財務二一七）　四
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（厚生労働二六五）　四
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則別表第四の二の規定により厚生労働大臣が指定する医療機器の一部を改正する件（同二六六）　四
○中小企業信用保険法第二条第五項第二号の事業活動の制限を指定し、事由を定める件の一部を改正する件（経済産業一二〇）　五
○高速自動車国道に関する件（国土交通一一〇五）　五
○DNV ASから登録事項の変更の届出があった件（同一一〇六）　六
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同一一〇七）　六
○海上における空対空射撃訓練を実施する件（防衛一九七～二〇一）　六
○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件（同二〇二）　七
○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同二〇三）　八
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同二〇四）　八
○道路に関する件（関東地方整備局二一六）　八
○都市計画に関する件（北海道開発局五六）　八

〔人事異動〕

法務省　最高裁判所　九

〔皇室事項〕　九

〔公告〕

諸事項

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　九

会社その他　二六

省　令

○厚生労働省令第百十五号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十一条第一項及び第二項（これらの規定を同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年八月二十三日

厚生労働大臣　武見　敬三

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第六十六条の二　（略）	**第六十六条の二**　（略）
②・③　（略）	②・③　（略）
④　次に掲げる営業者については、前項第一号中「作成し、」とあるのは「必要に応じて作成し、」と、同項第三号中「記録し、保存すること。」とあるのは「必要に応じて記録し、保存すること。」と読み替えて、同項の規定を適用する。	④　次に定める営業者にあつては、前項第一号中「作成し、」を「必要に応じて作成し、」と、同項第三号中「記録し、保存すること。」を「必要に応じて記録し、保存すること。」と読み替えて適用する。
一～四　（略）	一～四　（略）
⑤　営業者のうち次の各号に掲げる者については、前項（別表第十七第九号ハの基準に従い、公衆衛生上必要な措置を定めることに係る部分に限る。）の規定は、適用しない。	（新設）
一　特定保健用食品（健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十七号）第二条第一項第五号に規定する特定保健用食品をいう。以下同じ。）に係る健康増進法（平成十四年法律第百三号）第四十三条第一項の許可を受けた者	（新設）
二　食品表示基準第二条第一項第十号ロに規定する届出者	（新設）
別表第十七（第六十六条の二第一項関係）	**別表第十七**（第六十六条の二第一項関係）
一～八　（略）	一～八　（略）
九　情報の提供	九　情報の提供
イ　（略）	イ　（略）
ロ　営業者は、製品に係る健康被害（医師の診断を受け、当該症状が当該食品又は添加物に起因する又はその疑いがあると診断されたものに限る。ハにおいて同じ。）に関する情報及び法に違反する情報を得た場合には、当該情報を都道府県知事等に提供するよう努めること。	ロ　営業者は、製品に関する消費者からの健康被害（医師の診断を受け、当該症状が当該食品又は添加物に起因する又はその疑いがあると診断されたものに限る。以下この号において同じ。）及び法に違反する情報を得た場合には、当該情報を都道府県知事等に提供するよう努めること。
ハ　営業者（第六十六条の二第五項各号に掲げる者に限る。）は、特定保健用食品及び食品表示基準第二条第一項第十号に規定する機能性表示食品（これらの食品が指定成分等含有食品である場合を除く。）に係る健康被害に関する情報を収集するとともに、これらの食品に係る健康被害の発生及び拡大のおそれがある旨の情報を得た場合には、ロの規定にかかわらず、当該情報を都道府県知事等に速やかに提供すること。	（新設）
ニ　営業者は、製品について、異味又は異臭の発生、異物の混入その他の健康被害につながるおそれが否定できない情報を得た場合は、当該情報を都道府県知事等に提供するよう努めること。	ハ　営業者は、製品について、消費者及び製品を取り扱う者から異味又は異臭の発生、異物の混入その他の健康被害につながるおそれが否定できない情報を得た場合は、当該情報を都道府県知事等に提供するよう努めること。
十～十四　（略）	十～十四　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和六年九月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の食品衛生法施行規則別表第十七第九号ハの規定は、同号ハの営業者がこの省令の施行の日前に健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十七号）第二条第一項第五号に規定する特定保健用食品及び食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）第二条第一項第十号に規定する機能性表示食品（これらの食品が食品衛生法第八条第一項に規定する指定成分等含有食品である場合を除く。）に係る健康被害の発生及び拡大のおそれがある旨の情報を得た場合については、適用しない。